

【建設関連業務委託】総合点数の算出について

1 総合点数

申請内容を審査し、業種ごとに総合点数を算出します。
一部の業種については等級の格付を行います。

$$\text{総合点数(1)} = \text{客観的事項審査点数(2)} + \text{独自評価点数(主観的事項審査点数)(3)} - \text{減点事項審査点数(4)}$$

2 客観的事項審査点数

次表により申請者の企業規模等について審査点数を求め、次式により算出した点数とします。

$$\text{客観的事項審査点数} = (2 \times a) + b + c + (5 \times d) + e + f$$

審査項目						審査点数
年間平均実績高 (a)	自己資本額 数値 ※1 (b)	流動比率 (c)	資格所持者数の 合計数値 ※2 (d)	営業年数 (e)	国の登録規程等による登録の有無 ※3 (f)	
5千万円未満	5未満	60%未満	15未満	5年未満	登録有り	10
5千万円以上 1億円未満	—	60%以上 75%未満	15以上 40未満	5年以上 15年未満	—	15
1億円以上 5億円未満	5以上 10未満	75%以上 85%未満	40以上 65未満	15年以上 25年未満	—	20
5億円以上 10億円未満	—	85%以上 100%未満	65以上 110未満	25年以上 35年未満	—	25
10億円以上	10以上	100%以上	110以上	35年以上	—	30

※1 自己資本額数値 = 自己資本額 ÷ 建設関連業務委託全体の年間平均実績高 × 100

※2 資格所持者数の合計数値 = 次表により算出した数値

区分	資格所持者	数値(1人につき)
業 測 量	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者	5
	測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)	2
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、次の技術部門に合格し、同法による登録を受けている者 ・ 機械部門(選択科目を機械設計、流体機器(流体力学)及び機構ダイナミクス・制御(交通・物流機械及び建設機械)とするものに限る。) ・ 電気電子部門 ・ 建設部門 ・ 上下水道部門 ・ 農業部門(選択科目を農業農村工学(農業土木)とするものに限る。) ・ 森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。) ・ 水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。) ・ 情報工学部門 ・ 応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。) ・ 総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(電気電子部門、建設部門、上下水道部門及び情報工学部門)にあってはそれぞれいずれかの選択科目)とするものに限る。)	5
	アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	

土木関係建設コンサルタント業務	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者	2
	計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者	
	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者	2
	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者	
	（一社）建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者	
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者及び1級建築士の免許を受けている者（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。）	5
	建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士である者	
	建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。）	2
	（公社）日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者	
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち次の技術部門に合格し、同法による登録を受けている者 ・ 建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。） ・ 応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。） ・ 総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）	5
	（一社）全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し登録を受けている者	2
補償関係コンサルタント業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者	2
	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者	
	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者	
	（一社）日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者	

※3 対象となる登録は、次表のとおり

業種	登録
測量業務	測量法第55条による測量業者の登録
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条による建築士事務所の登録
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録
	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による不動産鑑定業者の登録

3 独自評価点数（主観的事項審査点数）

宇都宮市内に本店を有する者（市内事業者）にのみ付与します。

次表により、宇都宮市が特に評価する企業活動等について審査項目ごとに算出し、その合計点数とします。

評価事項	審査項目	審査点数 ※1	
環境配慮対策・品質確保	品質管理システムに関する規格の取得状況		
	I S O 9 0 0 1 を取得している。	1 0	上限 1 0
	S B T 認定又は環境マネジメントシステムに関する規格の取得状況		
	S B T 認定を受けている。	1 0	上限 1 0
	I S O 1 4 0 0 1 を取得している。	1 0	
	エコアクション 2 1 又は E C O うつのみや 2 1 を取得している。	6	
災害対応	災害時における本市への協力体制の状況		
	次のいずれかに該当している。 ・ 宇都宮市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。 ・ 宇都宮自衛消防協会に加入している。 ・ 宇都宮危険物保安協会に加入している。 ・ 宇都宮市と災害時における応援協定を締結している（団体で締結している場合の構成員及び栃木県との協定締結等による協力体制が確保されている場合を含む。）。 ・ 宇都宮市防災協力事業所に登録している。	1 2	上限 1 2
社会貢献度・地域貢献度	① 障がい者雇用への取組状況	0 ～ 3 0 ※2	上限 3 0
	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）の規定による障がい者の雇用義務を達成している。 ・ 雇用義務はないが、審査基準日現在で障がい者を雇用している。 ・ 宇都宮市障がい者サポート企業の認定を受けている。		
	② 子どもの健全な育成や女性活躍推進に係る環境整備への取組状況		
	次のいずれかに該当している。 ・ 次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）による一般事業主行動計画を労働局に提出している。 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）による一般事業主行動計画を労働局に提出している。		
	③ 宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」受賞状況		
	・ 宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」を受賞している。		
	④ 宇都宮まちづくり貢献企業認証取得状況		
	・ 宇都宮まちづくり貢献企業の認証を取得している。		
	⑤ 自治会加入状況		
	・ 事業者として自治会へ加入している（賛助会員を含む。）。		
	⑥ 自治会活動協力状況		
	・ 事業者として自治会の催事等の活動に協力している。		
	⑦ 宇都宮市健康づくり事業者表彰受賞状況		
	・ 宇都宮市健康づくり事業者表彰を受賞している。		
	⑧ エコ通勤優良事業所認証状況		
	・ エコ通勤優良事業所認証を取得している。		

※1 審査点数の上限とは、各審査項目において複数の要件を満たしていた場合における加点上限点数です。

※2 社会貢献度・地域貢献度については、①～⑧の項目のうち取り組んでいる項目の数に応じて次表の審査点数を付与します。

取組数	審査点数
6～8項目	30
4～5項目	20
2～3項目	10
1項目	5
0項目（取組無し）	0

4 減点事項審査点数

審査基準日前3か年（令和5年10月1日～令和8年9月30日）に宇都宮市から入札参加停止措置を受けた場合、次表の審査点数を減点します。

入札参加停止期間	審査点数
3か月未満	2
3か月以上6か月未満	4
6か月以上	6